

草津市まち・ひと・しごと創生本部会議設置要綱

(設置)

第1条 人口減少社会における本市のあり方を全庁的に検討するため、草津市まち・ひと・しごと創生本部会議（以下「本部会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) まち・ひと・しごと創生に関する情報の収集および共有に関すること。
- (2) まち・ひと・しごと創生に関する計画の策定および市の施策の立案、実施に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、まち・ひと・しごと創生に関する施策の総合的な推進のため必要なこと。

(構成および職務)

第3条 本部会議は、本部長、副本部長および本部員で組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長および教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、草津市庁議規程（平成18年草津市訓令第2号）第3条に規定する部長会議の構成員（市長、副市長および教育長を除く。）をもって充てる。
- 5 本部長に事故があるときまたは本部長が欠けたときは、副本部長が本部長の職務を行う。
- 6 本部長および副本部長とともに事故があるときまたは本部長および副本部長がともに欠けたときは、総合政策部長が本部長の職務を行う。
- 7 本部員は、本部長の指示に従い、本部の事務に従事する。

(会議)

第4条 本部会議は、本部長が必要に応じ招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、事案に関係のある職員を本部会議に出席させ説明を求めることができる。

(幹事会)

第5条 本部会議の事務を補助するために、幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、草津市庁議規程第11条に規定する総括副部長会議の構成員をもって組織する。
- 3 幹事会は、必要があると認めるときは、関係者を招集して意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 本部会議に関する庶務は、総合政策部企画調整課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部会議の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この要綱は、平成27年1月9日から施行する。